

○中野委員長 それでは、総務常任委員会を開会させていただきます。

本日、えびな委員より欠席の届け出がございます。

1番目、請願・陳情議案の審査について、まず、陳情第9号、基礎的財政収支黒字化目標の撤廃を求める意見書の提出を求めることについてを議題とさせていただきます。

ここで、委員の皆様から何か発言はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○中野委員長 それでは、各会派に判断できる状況かどうかを確認してきたいと思います。

最初に、自民党・市民会議。佐藤委員。

○佐藤委員 もう少し時間をいただきたいと思います。

○中野委員長 次に、民主・市民連合。高橋委員。

○高橋委員 判断できません。

○中野委員長 次に、公明党。中村委員。

○中村委員 もう少し時間をいただきたいと思います。

○中野委員長 日本共産党。石川委員。

○石川委員 もう少しお時間をいただきたいと思います。

○中野委員長 無党派G。ひぐま委員。

○ひぐま委員 もう少し時間をいただきたいと思います。

○中野委員長 それでは、判断できる状況にはないので、今回は保留とさせていただきます。

次に、陳情第10号、インフレ率2パーセントを達成するまで消費税を凍結することを求める意見書の提出を求めることについてを議題とさせていただきます。

委員の皆様から何か御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○中野委員長 それでは、各会派に判断できる状況かどうかを確認させていただきます。

初めに、自民党・市民会議。佐藤委員。

○佐藤委員 もう少し時間をいただきたいと思います。

○中野委員長 民主・市民連合。高橋委員。

○高橋委員 もう少し時間をいただきたいと思います。

○中野委員長 公明党。中村委員。

○中村委員 もう少し時間をいただきたいと思います。

○中野委員長 日本共産党。石川委員。

○石川委員 もう少し時間をいただきたいと思います。

○中野委員長 無党派G。ひぐま委員。

○ひぐま委員 もう少し時間をいただきたいと思います。

○中野委員長 それでは、今回は、同じく保留とさせていただきます。

2番目、令和2年第4回臨時会提出議案について、議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正

予算について、報告第1号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること）、理事者から説明をお願いいたします。

総合政策部長。

○佐藤総合政策部長 議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算につきまして、御説明申し上げます。今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策基金積立金など49事業で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ14億8千697万9千円を追加しようとするものでございます。

本委員会の所管にかかわりましては、補正予算書7ページから12ページの事項別明細書、歳出にお示しいたしております事業のうち、2款総務費では、新型コロナウイルス感染症対策基金積立金で1億6千300万円、中心市街地活性化推進費で100万円、航空路線確保対策費で200万円、地域公共交通対策費で305万円、情報共有化促進費で629万7千円、4款衛生費では、病院事業会計負担金で7千411万1千円、13款職員費では、給料及び諸手当で283万1千円をそれぞれ追加しようとするものでございます。歳入につきましては、4ページから6ページの事項別明細書、歳入にお示しいたしておりますもののうち、17款国庫支出金のうち、総務費国庫補助金で24億3千706万5千円、20款寄附金で1億6千300万円、24款市債で80万円をそれぞれ追加し、21款繰入金で14億6千544万8千円を減額しようとするものでございます。

また、3ページの第2表、地方債補正では、社会教育施設等整備事業の限度額を変更しようとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○中野委員長 総務部長。

○野崎総務部長 報告第1号、専決処分の報告につきまして、御説明を申し上げます。

本件は、庁用自動車による交通事故にかかわるものでありまして、本年6月1日、市内常盤通1丁目におきまして、庁用の軽自動車相手方の車両と接触し損害を与えたもので、その損害賠償の額を27万7千360円と定め、7月1日に専決処分をさせていただいたことから、御報告を申し上げます。なお、市の過失割合は100%でございます。

○中野委員長 ただいま理事者のほうからそれぞれ説明をいただきました。

委員の皆様から、ここで何か御発言ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○中野委員長 それでは、次に進みたいと思います。

3番目、報告事項について、旭川市公共施設等総合管理計画第1期アクションプログラム施設再編計画（令和2年度版）の作成について、理事者から報告をお願いいたします。

行政改革担当部長。

○片岡総務部行政改革担当部長 旭川市公共施設等総合管理計画第1期アクションプログラム施設再編計画（令和2年度版）の作成について御報告いたします。

本市では、施設保有量の最適化について、具体的な取り組みを整理し、各公共建築物の将来の方向性を定めるため、平成31年2月に施設再編計画を策定しております。この計画を円滑に進行管理するため、昨年度の状況などを取りまとめ、このたび、お手元の資料のとおり年度版の施設再編計画を策定いたしました。

内容について御説明いたします。資料の2ページをごらんください。

昨年度末の状況ですが、計画策定時と比べて、施設数で9施設、延べ床面積で1万542平方メートルの増となっております。主な理由は、計画策定時から予定されていた緑が丘地域活動センター、南消防署緑が丘出張所、神楽・西神楽地域包括支援センター、東旭川学校給食センターが開設したこと、東光スポーツ公園武道館が竣工したことのほか、その他の施設の区分で、墓地とトイレの施設数の算定方法を改めたことによるものです。

次に、3ページをごらんください。令和元年度の施設再編計画の進捗状況でございます。

(2)の表の左側、用途廃止施設についてです。市民東鷹栖スキー場、旧永山保育園、旧JR北海道旭川運転所環境測定施設については解体を、豊田保育所については売却によって延べ床面積が減少しております。表の右側ですが、計画等に基づく新規の施設、それから計画等に基づく更新の施設についてです。新規、更新の施設は、いずれも施設保有量の増につながっております。南消防署緑が丘出張所、東旭川学校給食センターは、移転前の建物が残ったままなので、施設保有量としては、新旧の建物が含まれております。

次に、その下の(3)のその他の取組になります。昨年8月に地域集会施設の活用に関する実施計画というのを策定しまして、令和2年度から、住民センターや公民館などの地域集会施設を対象に、年末年始の休館日を共通化して、貸し室の面積区分に応じた料金設定を実施しているところでございます。

次に、4ページをごらんください。(5)に記載しておりますが、今年度は、学校施設について、長寿命化計画を策定するほか、地域集会施設について、社会教育法に基づく公民館の位置づけの検討を予定しております。また、西神楽農業構造改善センターを増改築して、西神楽支所と公民館を集約するほか、東栄小学校の建てかえ、それから総合庁舎の建築工事などを実施しております。

資料の5ページ以降は、施設類型別に個別施設の取り組み状況を整理したものとなっております。

説明は以上のとおりです。今後も引き続き、施設再編計画に定めている施設の将来像に向けてしっかり取り組んでまいります。

○中野委員長 ただいま理事者のほうから報告がございました。ここで委員のほうから何か御発言がございますでしょうか。

石川委員。

○石川委員 ただいま施設再編計画について報告がありましたので、少し質疑していきたいというふうに思います。

2027年までの9年間の計画ということなんですけれども、この1ページ目を見ますと、総合管理計画最終年の2039年まで、この間に保有延べ床面積を8.3%縮減するということが目標として定められていますね。以前、私お伺いしたんですけども、そのときは6%から9%ということで、用途廃止を図るという視点で6%、既に用途廃止になっているものも含め、売却等を図るという視点で9%だったというふうに思うんですよね。今回、8.3%とした根拠をお示しいただきたいと思います。

○松里総務部公共施設マネジメント課長 削減目標につきましては、各施設の施設評価を踏まえ、計画策定時に用途廃止となっている施設のほか、今後、用途廃止を含めて検討する予定となっている施設、民間事業者によるサービス提供への転換を検討する施設、今後の取り組み状況などを踏ま

え、建てかえによらない手法での対応を検討する施設などを積み上げまして、計画策定時の延べ床面積のうち、8.3%を削減目標としたものでございます。

○石川委員 今の答弁をお伺いしますと、既に用途廃止になっている施設、今後、用途廃止を検討する予定の施設など、そういったものを綿密に積み上げていった結果、8.3%ということなんだと思います。私どもは、やみくもに延べ床面積を減らすということに賛成する立場ではありませんが、計画策定時に比べて、逆に、延べ床面積がふえておりますけれども、このことに関する認識をお示しいただきたいと思います。

○松里総務部公共施設マネジメント課長 計画策定時と比べて延べ床面積がふえた主な理由としては、計画策定時に予定していた複合施設の緑が丘地域活動センターや東旭川学校給食センターが開設したこと、東光スポーツ公園の武道館が竣工したこと、東旭川学校給食センターや南消防署緑が丘出張所は旧建物が残っていることによるものでございます。今後も学校や新庁舎など、施設の建てかえに伴い、旧施設の解体が翌年度以降になることもあり、一定期間は延べ床面積がふえることも考えられますが、施設再編計画に基づく取り組みを進めることで、施設保有量の最適化に向け取り組んでまいります。

○石川委員 緑が丘地域活動センター、グリーンパルですとか、東旭川給食センター、武道館などが設置されましたけれども、旧施設が残っているためにこういった結果になったということだと思っておりますよね。新庁舎のことも言われたんですけれども、新庁舎が建って、この現庁舎が解体されると、延べ床面積はどうなるのでしょうか。

○松里総務部公共施設マネジメント課長 新庁舎の建てかえに伴いまして、狹隘の解消という部分がありますので、1万平米以上の面積がふえる見込みとなっております。

○石川委員 1万平米以上ふえるということですね。教育委員会なんか新庁舎に行く予定ではありませんけれども、教育委員会は、移動しても、賃貸料はかからなくなるけれども延べ床面積については減らないというふうに思います。

次に、3ページの表を見ますと、令和元年度は、東鷹栖スキー場ですとか旧永山保育園、豊田保育所などの建物解体や売却により、延べ床面積が減ったものもあります。しかし一方で、旧米原保育所、旧豊里保育所、そのほかに、昨年閉校いたしました千代ヶ岡小学校、ことし閉校となりました旭川第2小・中学校、こういったところの跡利用が決まっていないということなんですけれども、2ページ目の表を見ますと、学校が、現状と策定時の比較で見ますと、7千770平米ぐらい減ってはいるんですけれども、その分、一番下のその他の施設のところでふえていると思うんですよね。学校が閉校したことにより、その他の施設になったということなんだと思うんですが、この学校の跡利用というのは、確かに難しい面があると思うんですけれども、学校についての今後の見通しをお示しいただきたいと思います。

○松里総務部公共施設マネジメント課長 閉校になった学校につきまして、庁内での利活用がない場合は、旭川市ホームページや文部科学省の「みんなの廃校」プロジェクトのホームページを活用し、跡利用者の募集をPRしておりますが、現時点では千代ヶ岡小、旭川第2小、第2中学校のいずれも跡利用が決まっていない状況にございます。今後、小中学校の適正配置を進めていく中で、閉校となる学校施設もふえていくことが予想されますが、施設保有量の最適化の取り組みに当たり、学校施設の有効活用が課題の一つであることから、教育委員会と情報共有を密にし、さまざまな機

会を通じて跡利用をPRしていくとともに、先進事例の調査など、跡利用にかかわる効果的な手法についても検討してまいりたいと考えております。

○石川委員 「みんなの廃校」プロジェクトというものがあるというのは初めて聞きました。全国では、年間500校の学校が閉校になっているというふう聞いておりますので、全国的な課題なのかなというふうに思っております。今後とも学校の跡利用の検討については、引き続き進めていただきたいと思いますというふうに思います。

3ページ目の(3)その他の取組のところ、今、部長のほうからも説明がありましたけれども、地域集会施設に関する取り組みとして、平成30年度に策定した地域集会施設の活用方針に基づき、具体的な取り組みをまとめた地域集会施設の活用に関する実施計画を策定し、第1段階の取り組みとして、年末年始の休館日の共有化、これは12月30日から1月4日というふうに共有化されたというふうに聞いております。それと、貸し室の面積区分に応じた料金設定を行いましたということなんですけれども、説明の中でも少しあったんですが、公民館についてなんですよね。今年度から西神楽と江丹別の公民館については、飲酒ができるようになったと思うんですけれども、公民館の位置づけについてです。私いつも言っているんですけれども、この公民館の位置づけについては、全ての公民館を公民館として位置づける、一部の公民館を公民館として位置づける、全ての公民館において公民館の位置づけを持たないというこの3つのパターンがあると思うんですけれども、公民館の位置づけの検討状況というのはどのようになっているのでしょうか。

○松里総務部公共施設マネジメント課長 公民館の位置づけにつきましては、地域集会施設の活用方針や実施計画を踏まえ検討することとしておりますが、社会教育施設の位置づけという教育行政にかかわる内容でありますことから、今年度は教育委員会において、社会教育委員会議に諮問し、専門的な立場から検討を進めていくこととしており、検討に当たりましては、関係課でも連携を図ってまいりたいと考えております。

○石川委員 今の答弁をお聞きしますと、公民館は社会教育施設なので、社会教育委員会議に丸投げしているかのように聞こえるんですが、先ほど述べました公民館の位置づけ、この3つのパターンを策定したのは総務部の行革担当ですよね。

○松里総務部公共施設マネジメント課長 地域集会施設の活用方針、実施計画を策定したのは総務部でございますが、策定に当たりましては、教育委員会ですとか市民生活部、関係する部局が連携して取り組んできたところでございます。また、今後、社会教育委員会議の中で、検討委員会的な部会のようなものをつくって検討するというふうに聞いておりますので、そういった会議の中では、私どもの総務部のほうで行って説明をするですとか、そういった中で連携を図って取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○石川委員 公民館は社会教育施設なので、この社会教育委員会議に諮問するのは当然のことだと思うんですけれども、ただ、総務部のほうでこの3つのパターンを策定しておいて、後は社会教育委員会議によろしくねというふうに、そういう丸投げにならないようにすることは指摘しておきたいと思います。先ほども聞きましたように、この施設再編計画を策定してまだ2年目なんですけれども、延べ床面積がふえているわけなんですよね。以前にも述べましたが、2012年の笹子トンネルの事故を受けて、国が公共施設の長寿命化計画を策定し、それが地方におけると、なぜか公共施設等総合管理計画となりまして、延べ床面積の縮減、延べ床面積の縮減と、そればかり競われる

ようになったというふうに思っております。この旭川市の8.3%というのは、ほかの自治体に比べて高くはないと思います。ただ、先ほどの2ページの表に戻りますけれども、延べ床面積が一番大きいのは学校なんですよね。これからも小中学校適正配置計画で学校の統廃合を進めようとしております。しかし、閉校した学校は、なかなか跡利用が進まずに、延べ床面積が減らない、こういったジレンマがあります。学校という施設は災害時には避難所になりますよね。今、新型コロナウイルス感染症の影響で、避難所も3密を避けるという必要が出てきます。となると、ある程度の広さが必要になってくると思うんです。そういった見地からも、安易な学校の統廃合を進めるべきではないというふうに私どもは考えております。そういったことも踏まえまして、施設再編計画の今後の方向性をお示しいただきたいと思っております。

○片岡総務部行政改革担当部長 この施設再編計画を策定し、今年度が2年目であります。今後もやはり、その計画で定める施設の将来像に向けて、庁内での検討というのはもとよりなんですが、地域との協議など、各施設における対応というのを進めていくことで、着実に計画の取り組みを実施していくことが必要だというふうに考えております。また、同時に、計画策定時と比べまして、延べ床面積がふえているという状況を踏まえすと、用途廃止した施設の売却というような、跡地利用を進めていくということが非常に重要なことだということも実感しているところでございます。このため、用途廃止施設に係る他都市の事例というのを参考にしながら、本市の状況にふさわしい、効果的な対応策というのを検討、実施するなど、施設保有量の最適化ということに向けて引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○石川委員 私は、延べ床面積の縮減目標8.3%というのは非常に厳しい数字だというふうに思うんですよ。この数字の見直しも含めて検討すべきではないかということをお申し述べまして、質疑を終わらせていただきます。

○中野委員長 ほかに御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○中野委員長 それでは、次に進みたいと思っております。

4番目、新型コロナウイルス感染症の影響による職員の超過勤務等について、委員の皆様から御発言ございますでしょうか。

ひぐま委員。

○ひぐま委員 新型コロナウイルス感染症の影響による職員の超過勤務等について、質疑させていただきたいというふうに思います。

この新型コロナウイルス感染症の影響により、今までにない補正予算の数、臨時会の回数となっているところです。そのことで、職員の皆さんの負担増、超過勤務、過重労働により心身に及ぼす影響があるのではないかとというふうに考えられるところかなと思っております。

まず、市職員の残業時間や休みなどの決まりはどのようになっているのですか、お示してください。

○三宮総務部次長 職員が時間外勤務をする際には、命令権者であります所属長が業務内容や業務量に応じて命令をすることになりますが、通常の業務におきましては、月45時間以下、年間360時間以下としております。ただ、予算折衝や地域住民との折衝、議会関係など、業務量や処理すべき時期などを自律的に管理することが困難な業務であります他律的業務、これにつきましては、月100時間未満、年間720時間以下、2から6カ月の平均で80時間以下、45時間を超える

場合は年6回までとしております。また、大規模災害への対処など、特に緊急に処理をすることを要する業務であります特例業務につきましては、時間の制限を設けてございません。

次に、休みについてでございますけれども、土日などの週休日に半日または1日の勤務を行う場合は、4週間前から8週間後までの勤務日に振りかえることができる振替休日をとることができ、また、祝日などの休日に勤務する場合は、8週間後までに休日にかわる代休をとることができることとなっております。

○ひぐま委員 市職員の超過勤務についてどのように捉えているのか、見解をお伺いしておきます。

○堀内総務部次長 公共サービスを滞りなく安定して市民に提供するというためには、季節的、時期的な業務があったり、外部の要因で業務量の変動するということが、職員に一定程度の超過勤務、時間外勤務でございますが、これが生じてしまうということはやむを得ないものというふうを考えております。時間外勤務が生じる主な要因としては、業務量や業務実施時期、その他業務の遂行に関して、みずから決定することが困難な業務で、例えば、法改正や国の制度改正による業務、予算編成、議会の関係、それから、夏まつり、冬まつりなどの地域イベント、災害対応、選挙など、また、最近では、先ほどからお話がございます新型コロナウイルス感染症対策の対応というものもございます。労働基準法では、公務員については、公務のために臨時の必要がある場合は、労働時間の延長や、休日の労働が可能というふうになされておりますが、ただ、それが恒常的で過大なものであってはならないということから、民間の労働者や国家公務員の人事院規則の考え方に従いまして、市の規則においても同様に、時間外勤務の上限を定めているというところでございます。時間外勤務に対しましては、職員の健康保持のため、所属長が毎月、職員の時間外勤務実績をチェックし、その縮減や職員の個々の体調管理等に配慮することとしておりますが、働き方改革の趣旨を踏まえ、職員の健康やワーク・ライフ・バランスの向上のために、今後も、職員の時間外勤務の適正化に努めていく必要があるというふうを考えております。

○ひぐま委員 まさに、今、職員の仕事も新型コロナウイルス感染症の影響を大変大きく受けていることと思います。私も遅くに、この市役所前の道を帰りに通るとき、午後10時、11時、ここ何カ月も明かりがついたままなんです。消し忘れなんじゃないかなというぐらい、遅くまでついております。そこで、この影響によって残業時間がふえている部局、または今後ふえそうな部局を伺います。

○堀内総務部次長 新型コロナウイルス感染症の影響によります職員の時間外勤務につきましては、感染症対策を直接担っております保健所のほか、学校の休業が実施された学校教育部、特別定額給付金にかかわっている福祉保険部、同じく休業中の小学生の児童の緊急受け入れ、それから子育て世帯への臨時特別給付金の業務に当たっている子育て支援部で時間外勤務がふえているという状況になっております。今後、時間外勤務がふえそうな部局といたしましては、これから補正予算の執行などで、地域振興部や経済部などでふえてくるのではないかと考えられます。また、今後、新型コロナウイルス感染症が再び拡大となった場合には、先ほど申し上げました部局や、ほかの部局においても時間外勤務がふえてくるという可能性はあるというふうを考えております。

○ひぐま委員 各部局ごとの残業時間を伺います。また、直近5年比で多い部局の要因など、どのように捉えているのか、お聞かせください。

○堀内総務部次長 時間外勤務がふえている部局の、前年度に比べて増加した時間数について申し

上げたいと思います。保健所では、4月、5月で約6千時間、特別定額給付金の業務を行っている福祉保険部で約2千時間、休業中の小学生の緊急受け入れや子育て世帯への臨時特別給付金の業務を行っている子育て支援部で約1千60時間、それから学校休業中の対応等を行っていた学校教育部で約440時間、それぞれ、前年同月をそれだけ上回った状況というふうになっております。

次に、直近5年間の時間外の状況でございますが、令和元年度までの市職員全体の時間外勤務の時間数につきまして申し上げますが、平成27年度については約36万4千時間、28年度につきましては33万9千時間、29年度は31万4千時間、30年度は32万7千時間、令和元年度につきましては32万8千時間という推移でございますが、5年前と比較しますと、全体といたしましては減少傾向にあるものというふうに捉えております。この推移の中で、令和元年度において時間外勤務が特にふえているという部局は、税務部、子育て支援部、保健所、それから学校教育部の4部局がございまして、その要因について申し上げますが、税務部につきましては、ふるさと納税の寄附件数の増によるほか、税証明関係の業務で新しい元号への対応、コンビニ交付導入によるものなどがございます。子育て支援部につきましては、幼児教育・保育の無償化への対応、児童の相談件数の増、システムの改修、契約更新、それから新システムへの対応によるものなどがありました。保健所につきましては、食中毒の発生や、このたびの新型コロナウイルスを含みます感染症への対応がありました。学校教育部につきましては、東旭川学校給食センターの改築やオープンに向けて、調理体制の策定などの準備、それから小中学校の休業に伴うものがございました。これらのほか、全体の中では、法令等による制度改正に伴う対応に多くの時間を要しているということ、また、各部局で、育児休業などで業務に精通した職員が一時的に不足するなど、人的な要因で時間外が生じているという例などもあるものというふうに捉えております。

○ひぐま委員 社会問題となっている精神疾患というところが、超過勤務イコール精神疾患と安易に結びつけることではないんですけども、やはりそれぞれの背景とか、いろいろな要因とか、それが過重労働、超過勤務によって引き金となって、精神疾患になり得るのかなというふうに考えております。今後、残業時間もふえていくことが想定されるところです。また、それにあわせて精神疾患というのにもふえるのかなというふうに心配するところでもあります。

この業務量の偏りをどう捉えているのか、偏りと超過勤務に対して何か対策はお考えでしょうか、伺います。

○三宮総務部次長 毎年度の人事異動の際には、あらかじめ各部局から次年度の業務量の増減などの要素を聞き取りいたしまして、それらも参考にしながら職員配置を行っておりますが、今年度のように、新型コロナウイルス感染症に係る業務量が年度内に著しく増加し、特定の部局に業務が偏ってしまう場合には、会計年度任用職員を増員するほか、正職員を他の部局から業務がふえた部局に一時的に配置するなどの応援体制をとっております。正職員の応援体制につきましては、業務内容や業務量に応じて、一定期間、他の部局にも所属させる兼務ですとか、併任という人事発令を行う場合や、極めて短い期間や、勤務時間外に業務を手伝う人事発令を伴わない業務応援の場合などもございまして、これらを組み合わせながら、業務量の平準化を図っているところでございます。

○ひぐま委員 過重労働が体や心に影響、害を及ぼすということは、医学的にもやはり明らかとなっているところであります。一つの目安として、単月で100時間以上、2カ月から6カ月で月80時間を超えると発症のリスクが強まるというふうにされております。やっぱり懸念するところが、

鬱病になったりとか、そこから最悪の場合、自殺に至ってしまうということが懸念ということで、今、精神疾患で休みをとっている本市の職員の数と、その全体の職員数に対する割合をお示しく下さい。

○三宮総務部次長 7月1日の時点での正職員で申し上げますと、90日以内の病気休暇を取得した方が18人おまして、そのうち、精神疾患に起因する方は10人でございます。その割合としては、56%の割合となっております。また、90日を超えて病気休職というふうになっている職員が14人おまして、そのうち、精神疾患に起因するのは11人ございまして、その割合としては、約79%というふうになってございます。療養期間が長い病気休職のほうが、病気休暇よりも精神疾患の割合が高くなっております。また、職員数に対する割合についてですけれども、昨年度、令和元年度中に精神疾患が原因で病気休職をとった職員が計35名おりました。令和元年4月1日現在の職員数が2千976人でございますので、これで計算しますと1.18%ということでございます。

○ひぐま委員 本市職員約3千人で計算すると、約1.18%の疾患ということですが。一昨年、国の人事院の発表で、いわゆる国家公務員の精神疾患の割合というのが、大体、公務員数64万人に対して8千人ぐらいということで、1.26%ということになっております。地方公務員でちょっと調べましたところ、大体、281万人の中の3万2千人で1.14%ぐらいという数字が出ました。全体の産業別で言いますと、大体、平均0.4%ぐらいという数字となっております。やはり、3倍ぐらい、公務員の皆さんというのは、何らかの要因で精神疾患が多いというような傾向が見られるということで、本市においても、地方公務員の全国平均と同水準であると。これは言い換えれば、やはり全国で画一的な対処方法なのかなというふうに考えております。なぜ、公務員で多いのか、慢性的な要因があるのか、何かわかりませんが、どのようなケアで対応しているのか、メディカルチェックの方法などをお聞かせください。

○堀内総務部次長 ケアのことですが、メンタルヘルスケアにつきましては、4つのケアといたしまして、セルフケア、ラインによるケア、産業保健スタッフによるケア、それから最後に、事業場外資源によるケアという、いわゆる4つのケアを継続的かつ計画的に行っていくことが重要であるというふうに考えられております。職員厚生課のほうでは、時間外勤務の多い職員に対するケアといたしまして、1カ月80時間を超える時間外実績のある職員に対し、長時間労働による心身の不調を早期に発見するための健康相談を実施しております。対象者には、事前に体調の自覚症状や鬱病のスクリーニング等について確認をする、そのための疲労蓄積度等チェックリストというものを使いまして、これに記入してもらい、本人の状況や受けとめ方を確認しながら、面接指導を行い、セルフケアの支援を行っております。また、その結果を所属長のほうにも報告し、職場改善やラインケアのほうに活用してもらおうこととしております。それから、心の健康問題で既に休業している職員に対しましては、円滑に職務に復帰し、就業が継続できるよう、私ども職員厚生課による職務復帰支援プログラムに基づきまして、健康管理医、いわゆる産業医でございますが、それらや保健師等の産業保健スタッフが病気療養開始から職務復帰後の一定期間にわたり、継続して支援を行っております。具体的には、安心して療養に専念できるよう、電話や面接によるカウンセリングや、職務復帰に向けた生活指導や職場との調整、復帰後においても、定期的に面談をしていくというふうなフォローアップを行うこととなっております。

このように、いろいろと支援メニューを持っておりませんが、職員の心の健康づくりを推進するためには、職員自身がおのれのストレスや周囲のストレスにも気づき、これに対処するための知識や方法を身につけ、みずから防衛していくということも重要となります。職員がストレス反応や心の健康について理解をするということとともに、みずからのストレスや心の健康状態を正しく認識して対処できるよう、年に一度、職業性ストレス簡易調査票というもので、ストレスチェック制度を実施しているというところでございます。

○ひぐま委員 このコロナウイルスも不測の事態ですよ。例えば、イベントで夏まつりとか冬まつりとかであれば、目標があって、今、残業してもここで終わると決まっているんですけども、やはりどれだけやっても終わりが見えないというところで、心が折れてしまうこともあり得るのかなど。やはり、世間ではコロナ鬱というような言葉もあります。コロナウイルス感染症の流行は、長期化するというような見方が強いわけでありまして。市民の暮らしを支えていく、この市役所が超過勤務とメンタルケアについて、また、病気の理解等を改めて今、考えていただきたいなというふうに思います。あと例えば、せっかく旭川市の周りは森林が豊かで、たくさんあふれています。森林浴が精神を安定させる効果も医学的根拠により実証されております。独自の取り組みとして、例えば森林セラピーとかを取り入れて、医療ツーリズム、メディカルツーリズムと広げていくのも、また有効な手段なのかなというふうに考えております。

最後に、超過勤務が心身に与える影響について、市としてどのように対応するか、総括的に野崎総務部長に見解を伺います。

○野崎総務部長 ただいま時間外勤務と職員への影響ということで、御質疑をいただきました。私たち市職員でありますけれども、住民の福祉の増進を図るということを基本としながら、市民の健康と安全を守るとともに、地域経済の活性化など、市民生活全般にわたる公共サービスというのを担わせていただいているというところであります。このたびの新型コロナウイルス感染症への対応でありますけれども、通常の業務に加えまして、御質疑にもありましたように、前例のない業務というのがふえてきているというところであります。それに伴って、時間外でありますとか休日勤務というのもふえている状況ではありますけれども、こんなときだからこそ、市職員として、先の見えない中、市民生活を支えて守らなければならないという使命感や責任感を持って頑張ってくれているというところであります。例えば、特別定額給付金の担当でありますけれども、一日も早く市民の皆さんに届けていきたいということで、苦情とかクレームなんかも相当来ている時期もありましたけれども、そんな中、時間外、休日を問わずに業務に当たってきたということで、時間外勤務がふえてきたというところもあります。また、短期間に多くの申請書が届くということで、その処理を時間外や休日に行うときには、各部に人数割り当てをして応援を頼むということもしてまいりましたが、そのほか、有志の職員に手伝いをしてくれませんかという呼びかけをして、それに応えてくれた職員が、時間外などもやってくれたということもあります。また、学校休業に伴う学校での児童受け入れの受付ですけれども、毎日100人以上の多くの職員が参加してくれたということで、スムーズに事業自体も進んだのかなというところであります。一端でありますけれども、有事の際の職員の意識が高いということに非常に喜びを感じたというか、よかったなというふうに思っているところであります。

一方で、その意識の高さに甘えるだけではないというところでありまして、市民サービスを

維持していくためにも、安心して元気に仕事に従事していただくというためにも、職員の心身の健康を守っていくということが重要であります。そのため、これまで答弁してきたとおり、業務の偏りを減らすための人員配置や応援体制の構築、そのほか時間外勤務の多い職員への心身のケアや継続的なメンタルヘルスなどしっかりと進めるとともに、面談の機会なども持っているところから、そういう機会も活用して、風通しのよい、話や相談のしやすい職場づくりについても進めていながら、職員が心身とも健康で安心して仕事に当たっていけるような職場づくりをしていきたいというふうに考えております。

○中野委員長 ほかに御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○中野委員長 それでは、本日の議題は全て終了いたしました。

以上で、総務常任委員会を散会させていただきます。

散会 午前10時51分